

意見案第2号

放課後児童クラブの質の確保を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであり、近年、女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、子どもが安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっている。

こうした中、国においては、児童を見守る職員等の体制や必要な設備等を確保する観点から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定し、利用児童は、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員（以下、「放課後児童支援員等」という。）の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するとした一方で、放課後児童支援員等の人材不足の深刻化によりその放課後児童クラブの運営に支障が生じているとして、全国知事会等は、地域の実情を十分に踏まえ、当該基準の「従うべき基準」を廃止するなどの抜本的見直しを求めているところである。これを受け、国は、当該従うべき基準を廃止又は参酌化することについて、今後、地方分権の議論の場で検討することとしている。

放課後児童健全育成事業は放課後等に全ての児童が安心して生活できる居場所を確保し、次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的としており、地域の実情に応じた放課後児童支援員等の適正な配置や処遇改善を進め、放課後児童クラブの質の確保を図っていく必要がある。

よって、国においては、放課後児童支援員等の配置基準等の検討を行うに当たって、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保し、その健全な育成を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 今後とも放課後児童クラブの需要増加が見込まれることから、子どもの命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応ができる質の高い保育人材の確保が地域で円滑に進むよう適切な措置を講ずること。
 - 2 放課後児童支援員等の安定的な確保のため、給与等のさらなる処遇の改善に必要な地方自治体への財政支援措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策)
内閣府特命担当大臣(地方創生)

各通

北海道議会議長 大谷 亨